

議第 8 号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和元年高島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例

第 1 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 1 0 条を次のように改める。

（期末手当）

第 1 0 条 給与条例第 2 5 条から第 2 7 条までの規定は、任期が 6 か月以上の会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条および次条第 1 項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 2 5 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額または時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6か月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以上の会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上の会計年度任用職員とみなす。

第10条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

- 第10条の2 給与条例第28条の規定は、任期が6か月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額または時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。
- 2 前条第2項および第3項の規定は、前項において準用する給与条例第28条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和4年高島市条例第7号）の一部を次のように改正する。
付則第2項の見出しを削り、同項を次のように改める。
第2項 削除
（高島市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）
- 3 高島市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（平成17年高島市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第3条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。
（高島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 4 高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。